

省
令

○農林水産省令第四十五号
植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成九年七月一日

農林水産大臣 藤本 孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
別表一の「の」の項目欄中「以下同じ」を「以下
この表において同じ」に改め、同項目欄中「き
ばなきようちくとう」を「きばなきようちくとう」
に、「りゅうがん」を「りゅうがん」に、「びやくだ
ん属植物」を「びやくだん属植物」に改め、同表
の二の項目欄中「中華人民共和国」の下に「香港
を除く。以下この表において同じ。」を加え、
同項目欄中「がじゅまる」を「がじゅまる」に、
「びんろうじゅ」を「びんろうじゅ」に、「りゅう
がん」を「りゅうがん」に改め、同表の五の項目
欄中「以下同じ」を「以下この表において同じ」
に改め、同表の八の項目欄中「じやがいもがん
しゅ病菌」を「じやがいもがんしゅ病菌」に改め、
同表の十三の項目欄中「こしょう」を「こしょ
う」に、「べボかぼちや」を「べボかぼちや」に、
「らつかせい」を「らつかせい」に改め、同表の
十六の項目欄中「しゃりんとう属植物、しゃり
んばい属植物」を「しゃりんとう属植物、しゃり
んばい属植物」に改め、同表の付表第一から第二
十五までの規定中「生果実であつて」を「生果実
であつて」に改め、同表の付表第二十六中「核子
であつて」を「核子であつて」に改め、同表の付
表第二十八中「茎葉であつて」を「茎葉であつて」
に改め、同表の付表第二十九中「疊床であつて」
を「疊床であつて」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。